

令和4年第8回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和4年8月23日（火）
午後2時

ところ 市役所新館4階 大会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) 揖龍人権教育研究協議会及び揖龍少年育成センターの運営について
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (3) 不登校・いじめについて

4 議事

- 議案第28号 たつの市教育委員会事務局職員の任免について
- 議案第29号 たつの市教育委員会事務事業点検・評価（令和3年度事業分）について
- 議案第30号 令和5年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の採択について
- 議案第31号 たつの市学校給食センター物資納入業者登録要綱の一部を改正する告示制定について
- 議案第32号 令和4年度たつの市一般会計補正予算（第51号）の意見の申出について
- 議案第33号 令和4年度たつの市学校給食センター事業特別会計補正予算（第52号）の意見の申出について
- 議案第34号 財産の取得について（第47号）
- 議案第35号 財産の取得について（第48号）
- 議案第36号 財産の取得について（第49号）

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和4年9月29日（木） 午後2時～
" 開催場所 （新館3階 301、302会議室）
- 次々回教育委員会開催予定日 令和4年10月 日（ ） 午後 時～
" 開催場所 （ ）

7 閉会宣言

令和4年第8回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和4年8月23日（火）

午後2時

ところ 市役所新館4階 大会議室

教育長

ただ今から、令和4年第8回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、会議の公開又は非公開の決定を行います。

教育長諸報告のうち、(3)不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議案第28号「たつの市教育委員会事務局職員の任免について」は、同規則第9条第1項第1号の規定により、また、議案第29号「たつの市教育委員会事務事業点検・評価について」、議案第32号「令和4年度たつの市一般会計補正予算の意見の申出について」、議案第33号「令和4年度たつの市学校給食センター事業特別会計補正予算の意見の申出について」、議案第34号から議案第36号「財産の取得について」は、同規則第9条第1項第4号の規定により、非公開にすることが適切であると思われまゝ。賛成の方は挙手願ひします。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは教育長諸報告に入ります。

(1) 揖龍人権教育研究協議会及び揖龍少年育成センターの運営について、報告します。

報道にもありまゝとおおり、太子町の教育長が辞任願を出されました。本日、太子町の教育委員会臨時会で受理される見込みのようです。報道の前に、8月5日付けで、太子町教育長から、揖龍人権教育研究協議会会長並びに揖龍少年育成センター所長をそれぞれ辞する旨の願ひが出されておおり、受理しておりましたので、それぞれの会の役員会でその後の運営について協議されました。協議の結果、揖龍人権教育研究協議会については、会長を副会長2人が務めることとし、文書発送者名は副会長2人の連名とし、通帳名は会計担当者名とし、入出金の決裁は副会長決裁どちらか1人とすることになりました。

また、揖龍青少年育成センターについては、所長を所長代理が務めることとし、文書発送者名は所長代理とし、通帳名は所長代理とし、入出金の決裁は所長代理決裁とすることになりました。ただし、所長代理1人ということではなく、適宜太子町教育委員会でも対応していくことになりました。

以上、8月9日の会議で決ま後、太子町の教育長を辞任される

ことになったようです。

以上のことについて、何か御意見等はございませんか。

委員

昨日の報道の前に、このようなことを決定されたことは、非常に迅速で大変良い対応だと思います。

教育長

揖龍教育研修所、揖龍学校保健会、揖龍連絡協議会など、たつの、太子及び播磨高原で運営していく揖龍地域の組織の中で、会長が現在の太子町の教育長であるのは良くないとの意見もあったことから、このような運びとなりました。今後とも、揖龍地域のそれぞれの組織ごとに揖龍が一体となって運営していきたいと考えています。

次に、(2) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について事務局報告願います。

事務局

小中学校については、夏季休業中で全体把握はできておりませんが、児童生徒の感染、また家庭内感染による濃厚接触扱いとなる児童生徒が大変多い状況です。教員についても、感染したり、濃厚接触者となっている者が多くいます。危惧しているのは、今後教員が感染した場合、始業式に出勤できない状況になってしまうため、改めて学校へ注意喚起を行っているところです。また、今後2学期を迎えるに当たって、本日付けで兵庫県教育委員会事務局を通じて文部科学省から通知が届きました。これに準じて対応を学校に指示したいと考えています。特に臨時休業措置に係るガイドラインが一部改訂されていることから、危機管理監や健康課と連携を図り、対応していきたいと考えています。

また、学校行事ですが、9月に中学校の体育祭、また小学校数校の運動会があります。さらには、修学旅行や自然学校などもかなりの数が予定されています。今のところ中止とはせず、状況を確認しながら、十分な感染対策を行った上で予定どおり実施する方向としています。

教育長

龍野西中の修学旅行についてはどうですか。

事務局

9月7日から沖縄方面を予定していましたが、行き先の感染状況を踏まえ、感染した際の対応が困難であることを考慮し、保護者の同意の上で延期とし、再調整することとしました。

教育長

こども園の方はどうですか。

事務局

現在、公立の2園において、一部のクラスで家庭保育をお願いしている状況です。8月に入っても感染が収まらない中、お盆時期は一時的に落ち着き、減少傾向にありましたが、先週末あたりから、再度増加している状況です。公立の園の教諭についても感染者が数名出ている状況ですが、園運営に支障はありません。9月以降についても、学校の対応と歩調を合わせていく予定です。

教育長	教育事業部の事業、施設について、状況報告をお願いします。
事務局	<p>放課後児童クラブの臨時休業、家庭保育の実施状況を御報告いたします。神岡放課後児童クラブについては、7月13日から15日までの間、臨時休業としました。</p> <p>また、放課後児童クラブの夏季休業中の対応方針ですが、5名以上の感染者が出た場合には家庭保育を依頼することとしていることから、小宅第2放課後児童クラブについては7月27日から29日までの3日間、半田放課後児童クラブについては8月10日と12日の2日間、神部放課後児童クラブについては8月12日に、家庭保育を依頼しました。また、昨日、新宮放課後児童クラブにおいて、5名以上の陽性者が確認されたため、本日8月23日から27日までの5日間臨時休業としております。</p>
教育長	全国、兵庫県、たつの市においても、感染者が高止まりしている状況です。
委員	2学期の始業式は全員一か所に集めるのでしょうか。学校独自で考えるのでしょうか。
事務局	教育委員会から具体的な指示は出しておりませんが、オンラインや放送で行うことなどを決定している学校もあります。今後職員会議で話し合われる学校もあろうかと思います。
委員	また、文部科学省の通知では、濃厚接触者の判断について、家庭において濃厚接触者となったのか、それとも学校において濃厚接触者となったのかによって、学校での対応が異なるといった内容のようですが、判断が難しいですね。
事務局	危機管理監とも協議しましたが、この判断は学校や教育委員会では難しいと考えます。どこまでが家庭内感染で、どこからが学校での感染かといった判断については、今後協議が必要になります。
委員	感染者の人数や情報はすぐに分かるのでしょうか。それとも把握は遅れているのでしょうか。
事務局	遅れている訳ではありませんが、夏季休業中に正式な情報として連絡が入るのは学校からの情報のみですので、保護者が学校へ伝えていれば事務局に連絡が入りますが、そうでなければ把握できません。
教育長	学校が始まったとしても、校内における濃厚接触は聞き取りをしないということになっていきますので、家族はもちろん濃厚接触になろうかと思いますが、家族以外の場合は可能性がある人に自分で連絡をしないといけないということになっていきます。また、文部科学省通知には、今までは感染者2人で学級閉鎖とする基準がありましたが、2人になったからといってすぐに閉鎖しないといけないということで

はなくなるようです。今、社会的にも制限をかけない方向になっていますが、学校だけが少しきつい制限のまま残っているので、それを緩和する方向の通知であると受け止めています。

委員 　しかし、学校内での感染でそれが広まるようであれば学級閉鎖を考え、家庭での感染が学校で広がってもそれは大丈夫だというのは判断が難しいのではないのでしょうか。

委員 　報道では、国が全数把握を取りやめる方針を打ち出すようですが、そうすると陽性者や濃厚接触者などの情報把握が難しくなりますね。学校としても教育委員会としても困るのではないのでしょうか。個人や保護者の意識次第となれば、非常に心配です。現場を助けてあげる必要がどこかで出てくるかもしれません。

委員 　原則、教育活動を止めない方向で国が動いているのであれば、学級閉鎖や学年閉鎖をできるだけしない方向とするのではないのでしょうか。もちろん数が増えればやむを得ないとは思いますが、校長も判断が難しいでしょう。教育委員会ともよく相談して進めていただきたいと思います。

委員 　休む基準が難しいですね。少し体調が悪いときに、中学生はこれから受験や内申点のこともあり、休みたくないという子もいれば、逆にコロナを機に休んでしまう子も出てくるかもしれません。今後が心配です。ただ、学習の機会は保障してあげないといけないと思いますので、そのあたりが難しいと感じます。

教育長 　基本的には、各学級で感染が広がる兆候があれば速やかに教育委員会が学校から状況を聞き取り、学校医とも相談して学級閉鎖という対応をしており、今後も継続していく予定です。

委員 　もし、9月以降、学級閉鎖などがあれば、たつの市、太子町ともに新聞に学校名を載せるのでしょうか。

教育長 　はい、たつの市、太子町ともその方向です。

委員 　しかし、場合によってはインフルエンザよりも緩い状態になってしまう可能性もありますね。仮に10人感染しても、みんなが家庭感染ということになれば、学級閉鎖をする必要がないということも考えられます。

教育長 　複数感染で学級閉鎖を検討するという部分は残っていますので、2人以上になれば、学級閉鎖を検討すべきかと思います。また、こども園の家庭保育依頼もなかなか対応が難しい状況です。

委員 　たつの市内でも、高齢者と同居する3世代の家庭もありますし、幼児、乳児がいる場合もあります。家庭内に持ち込むと感染が広まる可

能性もあります。

委員

感染者、濃厚接触者として学校を休まなければならない場合の学習の保障の部分については対応が難しいですね。

教育長

学年に応じて、また期間に応じて、タブレットのオンラインで学習ができるようにもなっていますが、なかなか授業風景だけ見ても勉強が進まないということもあります。まずは、感染が収まってほしいと思っております。

それでは、これで教育長書報告を終わります。

続いて議事に入ります。議案第30号「令和5年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の採択について」、事務局説明願います。

事務局

議案第30号「令和5年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の採択について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項及び学校教育法附則第9条第1項の規定により採択するものです。使用する期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしております。著作本については、文部科学省が著作し、出版社が発行したものです。一般図書については、文部科学省が採択した図書で小学校用と中学校用を載せております。以上です。

教育長

何か御質問等ございませんか。

御発言がないようですので、採決に入ります。議案第30号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり承認いたしました。

続いて、議案第31号「たつの市学校給食センター物資納入業者登録要綱の一部を改正する告示制定について」、事務局説明願います。

事務局

議案第31号たつの市学校給食センター物資納入業者登録要綱の一部を改正する告示について、次のとおり定めるものです。このたびの改正については、令和5年4月から北学校給食センターと中央学校給食センターの2つのセンターから給食を提供することに併せて、要綱の一部を改正するものです。改正の内容としましては、今年度末に用途廃止する新宮学校給食センター及び御津学校給食センターを北学校給食センターに改めることとし、また、2センター方式にするに当たり、給食物資や納入業者の登録件数が増えることから、登録の期間について、従前は2月に登録申請いただいていたものを1か月早め1月4日から1月末日までに改め、さらに、中央学校給食センターと北学校給食センターとの登録の開始時期のズレを解消するため、附則

で北学校給食センターの業者登録の有効期間を、通常2年間であるところ、令和5年度に限り4月1日から翌年3月31日までの1年間とするものです。その他、字句を修正しました。以上です。

教育長

何か御質問ありませんか。

委員

登録区分について、中央学校給食センター及び北学校給食センターごとにそれぞれ登録するとありますが、両方一括ではなく、別にするメリットはあるのでしょうか。

事務局

はい、別々としております。

委員

どのようなメリットがあるのでしょうか。

事務局

例えばセンターごとに登録することによって、業者の衛生管理面が徹底できる点や、片方の給食センターのみの登録を希望される業者もおられることから、給食センターごとで登録した方が、メリットがあると考えております。

委員

分かりました。今までは給食センターごとに独立しているイメージがありましたが、今後は2つの給食センターが一緒にしていくイメージが強いので、なぜ別々にするのかと疑問に思いました。メリットの理由があるのであれば、その方法で良いと思います。

教育長

ほかに御質問等はございませんか。

御発言がないようですので、採決に入ります。議案第31号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり承認いたしました。

以上で公開案件の審議は終わり、ここからは非公開の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

教育長

続きまして、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

委員

先日の新聞で、神戸市の中学校の卒業式が高校入試後の日程で行うということが報道されておりました。感染症の観点からも、保護者等からは入試後の方が安心して卒業式に出席できるという御意見もあると伺いました。県の考え方もあるでしょうが、本市においても、引き続き、学校側と卒業式の日程について検討していただけたらと思いま

す。

教育長

御意見ありがとうございます。この件に関しては、検討していくこととしております。

まだ、コロナの感染状況の見通しがつかない中、入試前に卒業式を行うということと、入試日から合否の発表日の間に卒業式を行うということと、どちらが子どもたちにとって良いかということ、揖龍の校長会で検討していただくことを考えております。

委員

分かりました。

教育長

他に討議事項をお持ちのかたはいらっしゃいませんか。
ないようですので、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局から説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

以上で令和4年第8回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時30分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	喜多 敦子
委員	菅野 夏子
委員	七條 祐正
委員	松尾 壯典
教育管理部長	眞殿 幸寛
教育事業部長	小松 精二
教育管理部参事（兼）小中一貫教育推進課長	清久 利和
教育環境整備課長	西田 伸一郎
学校教育課長	田淵 明久
幼児教育課長	吉田 政弘
すこやか給食課長	杉本 典彦
社会教育課長	河原 直也
歴史文化財課長	新宮 義哲
人権教育推進課長	津島 威彦
スポーツ振興課長	倉元 竜也
社会教育課主幹	安藤 靖人
教育総務課主幹	井上 佳明